

令和4年

厚生委員会会議録

とき 令和4年12月23日

品川区議会

令和4年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和4年12月23日（金） 午前10時00分～午後2時24分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 高橋 伸 明 君 副委員長 あくつ 広 王 君
委 員 渡 辺 裕 一 君 委 員 石 田 ちひろ 君
委 員 木 村 けんご 君 委 員 いながき 孝子 君
委 員 高 橋 しんじ 君 委 員 せ お 麻 里 君

出席説明員 今 井 福 祉 部 長 寺 嶋 福 祉 計 画 課 長
川崎障害者施策推進課長 松 山 障 害 者 支 援 課 長
菅野高齢者福祉課長 川原高齢者地域支援課長
福内健康推進部長 若 生 健 康 課 長
（品川区保健所長兼務）
池田国保医療年金課長 秋山保健整備担当部長
船木生活衛生課長 坂 野 参 事
（品川区保健所保健予防課長事務取扱）
豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

○午前10時00分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他を進めてまいります。

なお、本日は午後1時から、中途議決のための本会議が開催される予定でございますので、11時45分を目途に、一度休憩を入れさせていただきます。各委員におかれましては、そのことをご留意いただき、簡潔なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、報告事項(5)「品川区における新型コロナウイルス感染症対策について」、配付資料の差し替えを求められましたので、これを了承し、机上に配付させていただいております。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限として、報告事項等は原則、部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行っておりますので、ご了承ください。

最後に、本日も特に、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 品川区立出石つばさの家指定管理者候補者の公募について

○高橋（伸）委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)品川区立出石つばさの家指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川崎障害者施策推進課長

では私から、品川区立出石つばさの家指定管理者候補者の公募についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、1番の趣旨です。品川区立出石つばさの家は、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例に基づき、令和6年4月1日に開設することとしました。条例上、障害者グループホームの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができるものとされていることから、開設に先立ち、指定管理者を公募するというものです。

2番の指定管理者が管理を行う施設は、記載のとおりです。

3番、指定管理者が行う業務は、3点ございます。1点目、共同生活援助および短期入所の事業の運営に関すること。2点目、施設等の維持および修繕に関すること。3点目、その他、区長が特に必要があると認めた業務。

4番、指定期間です。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

5番、指定管理者候補者の選定です。

(1) 選定方法につきましては、公募型のプロポーザル方式に沿って行います。

(2) 候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、選定を行います。

(3) 選定基準につきましては、記載のとおり、①から④にあるとおりの基準をもって選定を行いま

す。

それでは最後に、今後の予定になりますので、裏面をご覧ください。令和5年1月から募集要項を公表し、3月に選定委員会を開催いたします。6月の議会で指定管理者指定の議決をいただき、令和6年4月に開設、指定管理者業務開始という予定になっております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田委員

1点確認なのですが、この公募は、区外の法人等にも広くするという形でよろしいのか、お願いします。

○川崎障害者施策推進課長

広く公募を呼びかける予定でございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○いながき委員

選定委員を設置とあるのですが、これはどういった方が委員になられるのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

委員の構成ですが、委員長は企画部長または総務部長等になります。委員としては有識者委員、学識経験者、弁護士等になりますが、2名以上となります。それから選定予備委員会の委員長。このような構成になっています。

○いながき委員

企画部長は何となく分かるのですが、学識経験者と、ごめんなさい、誰でしたか。という方たちを、行政で選ぶという感じなのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

私どものほうで選定させていただきます有識者委員としては、学識経験者、弁護士等が考えられます。障害者の特性、知識に精通した方に入ってくださいことで、専門性も高まると考えられます。何よりも、安定して施設を運営していくということが事業者の選定として重要と考えておりますので、有識者等に入ってくださいということで公平性、客観性も保たれると考えております。

○いながき委員

学識経験者とかの中には、グループホームを使っていらっしゃる方とか、当事者の方たちというのは入るのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

当事者の方は入らないのですが、実際に施設利用を希望される方に対して、こちらのグループホームは主に知的障害者の方がご利用になりますので、団体の方には適宜、情報の提供、共有はさせていただきます。

○いながき委員

情報を提供ということで、この審議会に入ることではないという理解でいいのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

そのとおりでございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副委員長

所管をまたいでしまうかもしれないのですけれども、指定管理者制度について大幅な見直しが昨年あって、基本的に、公募を経ないで指定管理ができる期限が限られたという記憶があるのですけれども、障害者施設について、指定管理者を今回、もしかしたら後で障害児者総合支援施設のこととやりませけれども、そういう制度を活用して公募にかけるとするのは初めてという認識でよろしいのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

品川区の指定管理者制度活用に係る基本方針改定が令和3年3月31日ですが、それが改定されてからは初めてということになります。

○あくつ副委員長

確認ですけれども、そうすると、今回を含めて3期まで、最長で15年間、今までは福祉というものの性質上、応募をしなくても、そのまま契約をしてきた指定管理者というものが、今回のことに関しては、途中で変更等があるかもしれませんが、最長で15年間ということになるということで、その後も公募で、プロポーザルで選ばれば、当然継続になるということでもよろしいのでしょうか。

○川崎障害者施策推進課長

そのとおりでございます。

○あくつ副委員長

所管をまたいでしまってすみませんでした。以上です。

○高橋（伸）委員長

ほかによろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査について

○高橋（伸）委員長

次に、(2)介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査についてご説明いたします。

1、実施目的です。第九期介護保険事業計画の策定に当たりまして、国はニーズ調査の実施を推奨しています。区では、これまでも毎年、給付費通知と併せたモニタリングアンケートを実施しているほか、在宅介護支援センター等での相談状況などから、意見や要望等の把握に努めているところではありますが、第九期の改定に向けて、国の見える化システムに調査結果等のデータを登録することで、統計資料等による地域課題の把握や社会資源の発掘など、将来的な検討材料の収集が見込めることから、本調査を実施いたします。

3の調査概要をご覧ください。

(1) 対象者です。要介護1から5の介護認定を受けていない65歳以上の在宅の方、約5,500人です。

そして、(2) アンケート項目案については、別に添付させていただいております別紙の調査票の資料をご覧くださいと思います。こちらは内容的には、国より調査項目が示されているもの、こちら

においては問8までです。そして、問9以降は、実施までに区の実情により意見集約すべき項目を加えた上で、検討させていただいた項目となっております。

そして、また資料に戻りまして、4、今後の予定となります。2月下旬にアンケート調査票を発送し、3月上旬に回答期限を設定しております。そして、令和5年度に第九期計画の改定作業を行い、令和6年度からの計画を策定いたします。アンケート結果の公表につきましては、第九期介護保険事業計画の中に掲載する予定です。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○石田委員

ニーズ調査ですけれども、令和5年2月下旬から発送とあるのですが、下旬というのはどのぐらいなのか。3月6日までが回答期限ということで、短いのではないかと感じるのです。なので、この下旬というのが最後になってくると、2週間ぐらいしかないということになってしまうので、それがいつなのかということ、結果は計画の中に掲載するというご説明があったのですが、これは議会の中で報告等はなされないのでしょうかというのを伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

まず、今後のスケジュールのところ、アンケート調査票発送が2月下旬から3月6日までということで、確かに2月は28日までしかないので、この辺りは、一般的なアンケート調査を送って回答するまでの二、三週間を見込んでということで、少し工夫させていただきたいと思っております。

あと、こちらの結果についての報告ということなのですが、今後の予定としまして、来年度の秋以降になると思うのですが、パブリックコメント計画の骨子についてということで、議会には報告する予定となっております。その中で、ニーズ調査の結果についても触れながらの報告とさせていただく予定となっております。

○高橋（伸）委員長

ほかにご質疑等ございますでしょうか。

○いながき委員

実施目的なのですが、拝読はしたのですが、具体的にこれが何を目的として、これによって何が導き出されて、それがどういった政策につながっていくのかというものが、ごめんなさい、私には分かりかねたので、具体的なものを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

介護保険制度の中で、3年ごとに介護保険事業計画というものを策定することになっております。こちらを策定するに当たりまして、国のほうから、ニーズ調査等の実施をすることによって、より区民の方、お住まいの方たちのニーズを把握して、介護保険の全体の需要という見込みと供給のバランス等といったものを分析するようにと示されております。

調査については推奨レベルではあるのですが、区としましては、もともとあるいろいろな対応、在宅介護支援センター等からの意見を常に把握しているというところはあるものの、ニーズ調査をすることによって、より幅広く区民の方のニーズを把握して、それを計画に反映させようということで、こちらの調査を実施することにしております。

○いながき委員

この調査に基づいて、より細やかな介護であるとか、そういった事業が充実していく方向という理解

でいいのかなと思ったので、ありがとうございます。

そうすると、ちなみに5,500人という数字はどういった形で、数字の根拠とか、あと、こういったアンケートは大体どれくらい返ってくるものなのでしょうか、お尋ねします。

○菅野高齢者福祉課長

まず、アンケートの回収率等につきましては、こちらは3年に一度の調査をしておりますので、前回は令和2年の1月から2月に、第八期の計画をするに当たって実施しております。そのときには、回収数が3,099件で、回収率56.6%です。お願いしているのが大体5,500人ということで同じ形なので、半分以上の回収率があるので、今回もその辺りを見込んでいるところにはなっております。

あと、対象者のことについては、国のニーズ調査に対しては、要介護1から5の介護認定を受けていない65歳以上の在宅の方というのが示されております。区としましては、今回5,500人の分母となる数字なのですが、65歳以上75歳未満の高齢者約3万6,000人のうち、5,500人を対象としております。

では、75歳以上はどうするのかということになるのですが、75歳以上につきましては、高齢者地域支援課実施の介護予防把握事業というのがございまして、こちらは75歳以上の介護認定を受けていない方を対象に実施している別のアンケートがありますので、そちらを組み合わせること。あと、65歳以上の在宅サービス利用者モニタリングアンケートというのを当課で実施しているものがございまして。そういったことを組み合わせることによって、65歳以上の高齢者のニーズが把握できると踏んでおります。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副委員長

調査概要のところの（2）アンケート項目案で、国より調査項目が示されているが、実施までに区の実情より意見集約すべき項目を加えた上で精査検討するとあるのですが、拝見させていただいて、物すごく品川ナイズされているという感じがして、品川区で独自に作ったものではないかと思うぐらい品川ナイズされているのですが、この結果は、国の見える化システムに調査結果のデータを登録するとなっているのですが、国が示したひな形みたいなもの、必ず調査をしなければいけない項目と、品川区が独自に追加している項目を、これから精査するとあるのですが、品川区としてこれを、例えば高齢者の聞こえのところなども結構強調して書いてあるのですが、何か強調されている部分というので特筆すべきものがあれば、品川区としてデータを集めたいと思っていらっしゃる部分があれば教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

ご指摘の調査項目についてのご説明をさせていただきます。先ほども軽くご説明させていただきましたが、問8までが国の決められた必須項目となっております、これを国の見える化システムに入力することで、全国的な比較ができるというシステムになっております。具体的に今回の調査票の中で、問9以降が区の実情に応じてというところで、副委員長ご指摘のとおり、耳の聞こえについてや、あとは問10の健康維持・介護予防、そして問11のICTの利用等についてを、せっかくこの調査をする中で、一定数の方にニーズを聞けるというところの中で、質問項目として選ばせていただいた次第となっております。

具体的には、例えば問10については、介護予防についてというところで、今後高齢者が増える中で、

介護保険の中、給付費が増えていくことが想定される中で、いつまでも皆さんが元気でいられる健康寿命の延伸というところが注目されているところに着目して、質問項目を設けさせていただいております。

なお、問11については、ICTの利用、コロナ下でさらにICTの利用が高齢者の方たちの中で増えている。前回もこの項目については調査させていただいているので、比較ができるのかなというところになっております。

そして、問9の耳の聞こえについてというところなのですが、問8が認知症に係る相談窓口の把握についてというところになっておりますので、認知症と耳の聞こえについての連動性といった部分についてとか、あとは補聴器の利用についてというところの実施について、今後、区としても検討して取り組んでいる最中ですので、その辺りのニーズ把握をしたいということで、今回加えさせていただいた次第です。

○あくつ副委員長

一番最初にこういう書き分けの説明をしていただいた上で、すみません、質問させていただいたのですけれども、昨日の請願・陳情審査の中でも、耳の聞こえ方についてというところで、ここで質疑があったのですが、今、こういうニーズ調査をやられるということと、今までのご答弁の中では、周知・啓発を一段と進めた上で、補聴器の購入助成に進んでいくといったご答弁だったと思うのですが、その辺りについて、少し時間がかかるのかなと思っていたのですが、来年度以降というご答弁が昨日あったのですが、そこについて、今までのご答弁を聞いていると、データを集め始めた、もしかしたら既に集めているのかもしれませんが、その部分を少し丁寧にやっていく必要があるのではないかと考えているのですが、ここからは少し踏み込んだ質問になってしまうのですが、その辺りについてもう一度確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○川原高齢者地域支援課長

あくつ副委員長からいただきました耳の聞こえ、あとは区の助成に関わる質問でございますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

今回のニーズ調査におきまして、アンケート項目9番で、耳の聞こえ方というのを掲載させていただきました理由として、区としての補聴器の使用に関するアンケートというのが今回初めてになるということで、まずは第一にできるものから、実際の65歳以上の介護認定等を受けていない在宅の方約5,500人のうち、どのぐらい補聴器の使用状況があるのかというのを私どものほうで確認させていただくために、このアンケートを取らせていただいた次第でございます。

そして、昨日の厚生委員会で、あくつ副委員長にもご質問をいただきましたが、改めてご説明申し上げますと、補聴器に関する正しい理解の普及啓発を、医療機関や業界団体と連携して進めていくことが、まずは第一に重要と考えておりまして、その上で、補聴器の購入費助成の実施について取り組んでまいりことは、第2回定例会でご答弁申し上げたとおりでございます。そして現時点では、医師会や業界団体からの情報収集と意見聴取を現在進行形で行っているところでございます。助成制度の構築の検討までには、現在のところ、まだ至っていない状態です。ですので、引き続き、来年度に向けて検討を進めてまいりたいという状況でございます。

○あくつ副委員長

昨日も確認させていただきましたけれども、第2回定例会でご答弁いただいたとおりということで、それが今現在のところの認識と、今それが一歩踏み出したということで、それが今回のアンケートに反映されているということで確認をさせていただきました。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

これは返信用封筒に入れて投函ということなのですけれども、ネットで回答できるような仕組みは、今回は取らなかったのでしょうか。また、取らなかったのはなぜでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

こちらの返信用封筒にという調査票の回収の仕方についてのご質問にお答えさせていただきます。

今回、ICTの設問を加えさせていただいておりますが、65歳以上75歳未満というところで、70歳以上につきましては、少しまだデジタル化が、デジタルデバインドと言うのは失礼なのですけれども、書いていただいて送り返していただくほうが確実に回収できるのではないかとという視点から、今回はデジタル化については見送らせていただいておりますが、今回送らせていただくことによって、回収の際のお声を聞きながら、今後、電子での回収などについても検討していくべき課題かなと、今捉えておりますので、ご指摘ありがとうございます。

○高橋（し）委員

今、まさに問11のICTの活用云々というところと関係するので、選択肢としてネットで答えられるようにすれば、全然来なかったとか、あるいは、意外とたくさん来るのだなというところが分かると思ったのです。65歳以上の方は、かなりスマホやネットをやっている方もいらっしゃるの、そういうところから、国勢調査のネットのほうの比率は僕は分からないのですけれども、逆に言うと、そういったことを調べるチャンスだったのではないかと考えているので、今回は今言ってもしょうがないのかもしれないので、ぜひ次回、こういう機会があったら、ICTのことを調べる、問11で聞いていただいているので大変ありがたいのですけれども、ニーズを確認するチャンスだと思うので、ぜひそのときはよろしくをお願いします。これは要望です。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

すみません、1点確認なのですけれども、対象者に障害者手帳を持っている方とかも入っているのか、そこだけ分かれば教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

今回の対象につきましては、このニーズ調査において国が示しておりますのは、要介護認定を受けていない方ということになっておりますので、要介護認定を受けていない方で障害者手帳をお持ちの方がもしいらっしゃいましたら、その方は該当する可能性があるかと認識しております。

○せお委員

ランダムにという感じですね。これも確認になってしまうのですけれども、この調査では、いわゆる65歳の壁というところ、私もそこはずっと気になっているので、そういったところは、この調査では分からないというか、その実態とかは、内容を見ても分からないだろうと思うのですけれども、そういったところはまた別として考えてよろしいでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今回、国全体の介護保険事業計画における改定を前提とした調査ということで、調査項目がかなり限定されているところもありますので、委員ご指摘のような部分については、この調査においては少し難

しいのかなというところがございますが、例えば、区のほうで在宅サービス利用者へは、モニタリングアンケートというのを毎年3,000人規模ぐらいで実施しているところになっております。そちらについては、もしも在宅サービスを、介護のサービスを利用される高齢障害者の方がいらっしゃる場合には、そこでご意見を吸い上げることも可能となっておりますので、その他のところで、少しそういったご意見についても注視していきたいと思っております。

○高橋（伸）委員長

ほかにご発言ございますでしょうか。

○いなぎ委員

先ほどあくつ副委員長からもお話があったのですが、補聴器に関してなのですけれども、昨日も要望が区民の方から出ていて、医療現場との連携も本当に大事だと思うのですが、特段、何かつまづきがございますかとお尋ねしたら、とても円滑に進んでいるということだったので、検討はもちろん大事なのですが、一歩踏み込んで、ご要望に応えられる方向で、ぜひとも進んでいただけたらという要望です。

○高橋（伸）委員長

ほかにごございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了し、報告事項は一旦これまでといたします。

2 所管事務調査

障害児者支援について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表2の所管事務調査を議題に供します。

本日は、6月28日の委員会において決定しました所管事務調査項目、「障害児者支援について」を調査項目とします。まず理事者より、資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○松山障害者支援課長

それでは私から、所管事務調査、障害児者支援について、そのうち本日は、品川区立障害児者総合支援施設についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、1、施設の設置目的についてです。令和元年10月に、障害児者の地域生活支援拠点として開設いたしました。施設内にあります品川児童学園の機能拡充を図り、発達・発育に支援を必要とする子どもと保護者等への支援を行うとともに、障害者の高齢化や重度化など多様化する障害者ニーズに対応し、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行っているところでございます。

2の事業内容です。（1）から（6）まで、障害のある子どもから大人の方まで、地域生活支援拠点として様々な支援やサービスを行っているところでございます。10月から指定管理者が変更しましたが、事業内容は、前指定管理者から引き継いだ内容を継続してございます。新規事業は、このうちの（4）移動支援事業のみとなっております。

それでは、各事業の説明に入ります。

（1）児童発達支援センター「品川区立品川児童学園」です。児童発達支援センターは児童福祉法に規定されており、品川児童学園が該当し、一部の事業を行っております。

①子ども発達相談室です。子ども発達相談室のみ、児童福祉法には規定されておられません。区独自の事業となっております。発達に関するご不安やご心配、子どもとの接し方について等の相談をお受けし、助言や、福祉サービス等のご案内、子どもの成長の様子を保護者と一緒に確認する親子面接、言語聴覚士等による専門相談等を実施しております。

②児童発達支援です。未就学のお子さんが対象となっております。心身の発達の気になる子どもや障害のある子どもが安心して日常生活を送るため、通所により、食事や着替えなどの基本的な動作や必要な知識の習得、適応訓練等を行っております。

③が放課後等デイサービスです。こちらは就学のお子さんが対象になっています。就学している障害のある子どもや障害特性のある子どもが、授業終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等を行っております。

④が保育所等訪問支援でございます。保護者からの依頼に基づき、保育所、幼稚園、小学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のために、専門的な助言など支援を行っております。

⑤が日中一時支援です。特別支援学校等に通学する障害のある子どもの家族の就労支援や一時的休息のため、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場所を提供しております。

次に、(2)品川区南品川障害児者相談支援センターです。こちらは児童福祉法、障害者総合支援法に基づきまして、地域の障害のある方とご家族の生活全般にわたる相談、ケアプランの作成、福祉サービスの利用調整等を行っております。

(3)が訪問系サービスです。この中で、居宅介護でございますけれども、ご自宅にヘルパーが訪問しまして、居宅の暮らしの支援を行っております。そのほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けております。

(4)が移動支援事業です。令和4年10月から指定管理者の提案により開始した新規事業となっております。区の中ではニーズが高い事業となっております。屋外での移動が困難な方に対しまして、必要な外出等の移動の介護支援を行っております。

(5)は日中活動・短期入所系サービスです。3つございます。

①が生活介護です。通所により、介護が必要な障害のある方への支援、創作的活動の機会等を提供しております。こちらも前指定管理者から引き継いだ集団活動や個別課題、ワークショップを継続しております。12月にはクリスマス会、1月には二十歳の集いなど、季節行事を計画しております。

②が短期入所、いわゆるショートステイでございます。一時的にご自宅での生活が難しくなった方へ緊急対応をしたり、親から離れて自立した生活を目指す方にご利用いただいております。

③就労継続支援B型でございます。一般就労が困難な方に働く場を提供しまして、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うもので、総合支援施設1階のカフェレストランを運営しております。

(6)地域活動支援センターです。通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っております。こちらもワークショップや交流サロン、カメラ撮影など、引き継いだプログラムを連係しながら、新たな活動も提供しております。各相談支援センターと連携しながら、サービス利用につながっていない方を対象に、参加意欲が高まるような活動、鉄道好きサロンなどを現在試行しているところでございます。

それから、右上の3、指定管理者変更に当たっての引継ぎの実施についてでございます。本年10月から、社会福祉法人福栄会による総合的な建物管理も含めた一体的な管理運営を開始しました。

前指定管理者から社会福祉法人福栄会への引継ぎの状況についてです。4月から9月までの間、区と

前指定管理者、現指定管理者等と協力いたしまして、利用者のご家族に配慮しながら、引継ぎ方法のすり合わせから始まり、引継ぎ事項や事業内容の確認、支援に係る引継ぎの実施、利用者のご家族との引継ぎ面談を個別に丁寧に進めてまいりました。現在、利用者やご家族の皆様は安心して施設をご利用いただいております。

4の今後の取組についてでございます。

1、児童発達支援センター機能強化です。本年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立いたしました。その中で、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことの明確化や、障害種別に関わらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の類型、福祉型・医療型の一元化を行うことが示されました。令和6年4月1日施行の改正に伴いまして、今後の取組として強化する機能は、主に5つでございます。

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能です。具体的には、専門相談の充実や、親子グループ、ペアレントトレーニングなどの実施を来年度予定しております。

(2) 地域の障害児通所支援事業所との連携強化、支援内容等の助言・援助機能でございます。具体的には、本年度中に児童の事業所を対象に、連絡会を開催する予定でございます。

(3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能です。現在も保育所等訪問支援等を行っておりますが、まだご利用されている方が少なく、園長会や校長会などで周知し、さらに充実させてまいります。

(4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能。子ども発達相談室の初回面接までの待機時間の短縮です。9月末で5か月待ちの状態は、10月末においてもまだ変わっておりませんので、今後相談室を確保し、短縮に努めてまいります。

(5) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化に対応する重度の障害のある子どもの受入れを強化してまいります。

2、地域活動支援センター機能強化です。

(1) 地下1階に浴室、ユニットバスを設置いたしまして、外出が困難な精神障害者の方が外出するきっかけづくりを行います。指定管理者は以前から、精神障害者地域生活支援センターたいむを運営しております。たいむにもユニットバスがございます。たいむに通所している障害者の方から、お風呂があると施設に通おうと思うといったお声があり、その声を聞いている指定管理者からの提案により設置するものでございます。

(2) 高次脳機能障害の方を対象にした講座の実施等、幅広い障害種別の方が利用できる事業運営です。高次脳機能障害の障害当事者のご家族の団体から、総合支援施設を利用したいという声がありまして、来年度実施する予定でございます。

3、障害児者の相談支援事業の充実。2つございます。

(1) 品川区南品川障害児者相談支援センターです。現在2階にございます相談支援センターを1階に移し、相談しやすい環境づくりを行います。

(2) 子ども発達相談室でございます。地下1階の相談室を活用いたしまして、相談場所の拡大を図り、相談待ちの短縮を目指します。

今年度実施する改修工事については、地下1階にユニットバスを設置することと、現在2階にあります相談支援事業所を1階に移すなど、1階および地下1階を中心に改修いたします。工事期間ですが、1月5日から3月10日までの予定で、周知につきましては、館内に掲示するとともに、利用者、

ご家族へ、年度末までに個別にお知らせを配付させていただきます。現在の利用者の方の支援環境を変更するということはありませんけれども、工事は動線や振動など、利用者に十分に安全に配慮しながら進めてまいります。

4、地域に開かれたカフェレストランの事業運営です。地域の方にご利用いただけるよう、分かりやすい案内やのぼりの設置、新たなメニューを開発するなど、現在工夫に努めているところでございます。また、障害者作品展に合わせて土曜日の営業を試行したところ、ニーズが高いことを確認したため、今後、イベント開催日や地域活動支援センター開催日の土曜日にオープンさせることで、地域の方が施設に足を運ぶきっかけづくりを行ってまいります。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○石田委員

今、品川区立障害児者総合支援施設、ぐるっぼについてご説明いただきまして、今年の10月に運営法人が、多くの利用者から変えないでほしいという様々な声が出ていた中で、指定管理者が変更されるという事態になってしまったという状況ですけれども、運営法人変更後、予定していた職員数等は確保できたのでしょうかというのを、まず伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

総合支援施設運営に当たっての人員ですけれども、現在、正規職員、非常勤職員を含めて、115人の方を確保して運営しております。

○石田委員

変更前が何人で、それで今、115人というのが分かれば伺いたいのと、2の事業内容についてのごところで、(4)の移動支援事業が新規ということで、移動支援はご説明いただいたように本当にニーズが高いですけれども、移動支援サービスの事業の提供実績はこの法人にあるのでしょうか。それで、どういう人数体制でやっていくのかということをお聞かせください。

○松山障害者支援課長

まず1点目ですけれども、変更前の職員数ですが、ほぼ同等です。必ず変更前の人員を埋めるようにということで決めておりますので、特に変更があったものではないということです。

それから、2点目の移動支援事業についての提供実績ですが、今、手元にはないですが、もともと知的障害者の施設を複数運営している法人ですので、今、既にお二人の方が登録されて、実際に提供をしております。

○石田委員

そうすると、人数のところは、結構職員が減ってしまうのではないかと、そういった心配の声もあったので、ほぼ同等だということになりました。

それで、移動支援のところですが、ということは、2人がもう利用されているということになったのですかね。それで、どれぐらい受け入れられる体制があるのかというのは分かるのでしょうか。そこを伺いたいと思うのと、事業者連絡会をしていくと。これは、これまでもしてきているのですか。ぐるっぼの変更した指定管理者が、ぐるっぼとして入るのは初めてということなのか、事業者連絡会というのが今まではどうだったのか、いつ頃開催されるのかを伺いたいのですが。

○松山障害者支援課長

まず、移動支援事業でどれぐらい受け入れられるのかというご質問ですが、確かに移動支援の

ニーズは高いのですが、その方の使いたい曜日あるいは時間等もございますので、どれぐらい受け入れられるかということについては、お答えは今のところできません。まだ10月に指定を取ったばかりということですので、できるだけ受け入れていただくよう、区からは伝えております。

それから、事業者連絡会についてです。事業者連絡会は、ぐるっぽでは開催したことはございません。初めての開催になるということです。これまで事業者連絡会につきましては、心身障害者福祉会館で昨年度開催をいたしました。今年度につきましては、区と心身障害者福祉会館とぐるっぽとで協議をいたしまして、同じぐらいの時期に、大体3月ぐらいにはなるかと思っておりますけれども、それぐらいの時期に、同じような内容で開催するというところで協議をしている最中でございます。

○石田委員

分かりました。

あと、保育所等訪問支援ですけれども、先ほど今後の取組のところ、利用が少ないから、園長会や校長会で周知していくということだったのですけれども、今現在、少ないというのはどれぐらいなのか、実績が分かれば伺いたいのと、親御さんがこの制度を知らないということが、利用が広がらないということなのではないかと思うので、園長会や校長会で周知した後に、それがこういう事業だというのがきちんと親御さんに分かる形で伝わらないと、意味がないと思うので、何か分かりやすいチラシなり、リーフなりというのがあるのかどうか、分かれば教えてください。

○松山障害者支援課長

保育所等訪問支援についてのご質問にお答えします。

まず、登録の人数ですが、今、お二人が登録されているということです。

それから、保育園の園長会や校長会では、既に区からお知らせはしておりますが、また新たに品川児童学園でパンフレット等を今現在、分かりやすいものを作成しておりますので、作成次第、保護者向けに配付していきたいと思っております。

○石田委員

分かりました。ぜひ分かりやすい形で広げていただけたらと思います。

それと、今後の取組についての2番の(1)、「地下1階に浴室を設置し」ということで、精神障害者が外出するきっかけづくりを行うということなのですが、これはたいむの利用者からの要望というか、声だったということなのですが、そもそもたいむのような機能がもう1個欲しいというのが、精神障害者の皆さん、ご家族の皆さんのすごく強い要望だと思うのですが、機能そのもの、たいむをもう1個つくるという形での検討はできなかったのかというのを伺いたいと思うのですが。

○松山障害者支援課長

たいむのような機能をもう1か所できないかというご質問です。総合支援施設については、既に面積的にも建物的にも決まっておりますので、その中で精神障害者の方をできるだけ多く受け入れるということで、指定管理者と区とも話してまいりました。地下1階にユニットバスを設置することで、たいむと同じような機能というのは期待されるものでございます。

ただし、これまで地域活動支援センターに、知的障害者の方や身体障害者の方など、ほかの方も通われていることから、ご利用については総合的に、運営上の工夫になるかと思っておりますけれども、それぞれ使っていただけるように、上手に使っていただけるようにしていきたいと思っております。

○石田委員

今のご説明の中で、たいむのように使っていただくと。お風呂だけだと、そうはいかないと思うので

す。それで、精神障害者の方のお風呂というのは、そんなに強い要望ではない。要望は要望であるのですけれども、お風呂は入れるのではないかと。それよりも、居場所だったり、相談だったり、要はたいむのような機能を望んでいるわけで、なぜお風呂なのかというのは、いまだに精神障害者のたいむの皆さんからは声が寄せられております。

なので、たいむのような機能は今後入っていかないのか伺いたいのと、地下がそもそも日精看、クリニックだったということで、クリニックがなくなってしまったわけなので、新規のクリニックというのを誘致してほしいというのも要望だと思うのですが、その辺はどのように考えられているのか。たしか、かもめ会やパルレの親の会とか年輪の会の方から連名で、前区長にクリニックについて要望が出ていると思うのです。なので、新規クリニックの誘致についても検討されているのか、ぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

たいむのような機能ということですが、もともとたいむは地域生活支援センターとあって、相談と居場所である地域活動支援センターが合わさったような機能を含んでおりますので、ぐるっぼの地下については、地域活動支援センターもあり、地域活動支援センターでご相談を受けることもありということなので、たいむのような機能という形では、私どもも指定管理者も、そのような機能を置くということは合意を得ている。ただし、たいむという精神障害者の方だけのものではないということです。ただ、そういった第2たいむのような機能はあるけれども、精神障害者の方だけに特化したものではないということです。そのほかに、かなり知的障害者の方、高次脳機能障害者の方も、使いたいと言われる方は多くいらっしゃいますので、限られたスペースの中で、どのように運営上の工夫を図っていくかということになっております。

なので、お風呂はデイサービスのような、単なる一つのツールでございます。ただしお風呂については、介助なくお一人で入浴できる方を対象にしております。お風呂に注目が集まるかもしれませんが、ユニットバスを一つ設置するというので、それで例えば生活リズムだったり、お風呂があるから行かなければという形で、精神障害者の方は精神の状態によっては、お一人で入ることに対して非常に不安があるということですので、実際に通っていただいて、その中の動機づけの一つとしていきたいと考えております。

それから、地下のクリニックの誘致のご要望ですが、この要望というのは承っております。ただし、総合支援施設全体から見ますと、今、子ども発達相談室の相談待ちというのが非常に課題になっています。できるだけそういうお子さんを待たせることなくということで、地下のクリニックの相談室を、来年度ですけれども、子ども発達相談室の専門相談等に使って、相談室の拡大を図っていくこととさせていただきます。

○石田委員

そうすると、クリニックとしては新たな形で、ぐるっぼに限らずですが、精神の方のクリニックというところでは、要望も強いと思いますし、それまでも要望は出ていると思いますので、そこはぜひ検討すべきではないかと思っておりますし、ぐるっぼだけで考えると、確かに場所は限られていると思うのですが、障害児者支援についてということで所管事務調査なので、そういったところでは、精神障害者の皆さんの期待のあったクリニックがなくなってしまったわけなので、新規で考えていただきたいというのはあると思うし、私もそう思うので、そこはご検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、子ども発達相談室というのが、来年度ですけれども、実施されるということですが、初回の面接までの待たれる方を少なくするというので、これを広げていきたいという子ども発達相談室なので、そうしたら、そこに相談する方はどういう方なのか、待ちというのを緩和していきたいということなので、今どれぐらいなのかというのを教えていただきたいです。

あともう1個、確認として、たいむのような機能があるということで、いいということですね。それが精神障害者の専用ではないということが入ったと。だから、少し広がりはできたけれども、精神の専用ではないということで、要はたいむのような機能が広がったということでいいということなのでしょうか。

○松山障害者支援課長

まず、精神科クリニックの件なのですけれども、勤務されていた児童精神科医の先生は、ぐるっぼの近隣のクリニックにお勤めいただいています、そちらのクリニックに紹介することも可能ということで合意を得ております。そういった意味では、資源が中にあるか、外にあるかということになってきます。

医療のものについては、そこまで誘致についてはお答えが難しいというところですが、私どもでできることとしましては、精神障害者の方の生活上の支援というところが主ですので、まずは精神障害者の方が安定して通える場所がある、相談ができるというところ、それからサービスにつながるというところを主に考えております。

次に、子ども発達相談室の相談待ちについてでございます。現在も5か月お待ちいただいているような状態です。相談者につきましては、公認心理士、臨床心理士が対応しております。

それから最後に、たいむのような機能がぐるっぼの中にあるのかということですが、たいむのような機能がぐるっぼで広がったと捉えていただければと思っています。ただし、いろいろな方々がいらっしゃいますので、全くの専用ではございませんけれども、たいむとしては、精神の方が集う場所というのが一つあるということで、拡大していると認識しております。

○石田委員

たいむのような機能が広がっているというところでは、よかったなと思います。それで、今の子ども発達相談室の5か月待ちを緩和させたいということだと思うのですが、精神障害者の皆さんの今後の部分についても、そもそもが足りないというところがあると思うのです。なので、医療だからとおっしゃいましたけれども、精神障害者の方に医療は欠かせないですし、それでどのように今後進めていこうかということが決まる場所ですので、生活支援とかも含めて、精神障害の方には必要なところですので、ぜひ障害者支援課としても考えていただきたいと思います。新規のクリニックというところでは。

それで、そもそも数が足りないということが大きな問題だと思いますので、障害福祉計画のところでも、児童発達支援センターにしても、精神障害者の分野にしても、目標を掲げられていますので、そこに向けて、ぜひ実現させていくということで、様々検討していただきたいと思ひますし、さらに広げていっていただきたいと思ひます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○渡辺委員

各論のサービスはだいぶ多いので、総論的なことを伺います。

これまでも、この施設に限らないですが、障害者福祉という全般に関わるところで、まず一般論的にいろいろ課題も、当然ながら、運営していく中で多数ある。これは別に福祉に限らないですが、課題がある。ピンチをチャンスにという表現とは違うかもしれないけれども、課題が改善されれば、評価があったり、利用者の満足度になるわけなので、その辺の運営における、これまでの経緯も含めてですが、利用者とのコミュニケーション力。共に考えましょう、あるいは、何でも要望に応えられるわけではないけれども、駄目なときもコミュニケーション力で理解いただく。あるいは、事情を分かっていたいで協力をいただくこともあると思うのです。そういうところが今、ハード面とともに、事業者がいいチャンスでもある。

これは最初が肝腎で、10月からの変更の中で、区が明確にその辺の方針を、やっているとは思いません。もちろんやっている中で、より強く打ち出すようなことがあれば、多分、現場が楽ではないかと。その辺をまず一つ教えてください。

それともう1点、これは社会福祉全般ですが、定員だとか稼働率の考え方がどうしてもあると思うのです。私たちでさえも、専門でなくても、訳ありというか、事情あつてのキャンセルだとか、そういうのが、他の公共施設の稼働だとか利用率とは全然異なると思うのです。

そういう中で、何が言いたいかという、これは私たち議会も責任を持って言わなければいけないけれども、最もいけないのは、使いたい方があまり使えない、あるいは予約が埋まっているとか、そういうサービスで潰しが利かないケースもあると。他の公共施設であれば、ほかでうまく差し替えてくださったり、工夫してくださるけれども、その辺に、稼働率が低かろうが何だろうが、柔軟に対応できるような幅があつていいと思うのです。その辺の考え方をこの際、限られた施設ですから、数字を追うとかではなくて、うまくできないものかなというところで伺います。

○松山障害者支援課長

まず1点は、区の方針ということでございます。区の方針といたしましては、まずはこの施設の設置目的を達成するというのが大きいのですけれども、児童発達支援センターの機能拡充と地域生活支援拠点の拡充という2点が非常に大きいです。それは、障害のあるお子さんから大人までの生活を支えるということでございます。

その中にいらっしゃる利用者の方々には、常にご協力を求めてまいりました。なかなか区としても、皆様お一人お一人、サービスがより多い、あるいは、ご自分により多くの時間をというのをお求めになるのは当然なのですけれども、ただ、区といたしましては、より多くの方に、また障害も幅広い方に、施設を有効に活用していただきたいという、区の場合は公平性の視点がございますので、その部分については、利用者お一人お一人については指定管理者が丁寧に説明をし、区も丁寧に説明会で説明をさせていただきました。

今年に入ってから個別面談ということで、ご利用者と指定管理者との契約の中でお一人お一人の個別計画をつくり、その中できちんと個別計画に書かれていることを生活の中で実現していくという丁寧な取組を、今現在しております。そして、モニタリングをしていくということで、あくまでも契約ですので、またいろいろな施設、いろいろなサービス事業者との契約をして、合意を得て、サービスを使っただけということにご利用者はなるかと思えます。

ただし、区の視点としては、こういった地域生活支援拠点という総合支援施設は、区としては大きな貴重な資源ですので、今後、地域の事業者との連携というのが大事になってくるかと思えます。事業者の後方支援、バックアップを区がどれだけできるのかというところでは、委員おっしゃったように、指

定管理者が安心して事業ができるように、区がバックアップしていく機能というのが非常に大事になってまいります。

事業者連絡会につきましても、今回、区と、心身障害者福祉会館も一つの地域生活支援拠点ですので、心身障害者福祉会館と品川児童学園、今回は児童の事業者を対象に連絡会をしましょうと。顔の見える関係づくりをして、面的に福祉の向上をさせましょうというところで、一步、施設単体ではなくて、区として地域的な側面を見て向上させましょうというところが、区の大きな方針になっております。

それから、定員や稼働率の考え方ですけれども、通常、施設をつくれば、面積的に定員の基準というのは、東京都の指定を受けているので、必ず決まってくる。そのため、一定程度、皆さんが公平にお使いいただくということになってくるかと思っています。なかなか障害児者の場合、個別性が高いので、重複障害の方、例えば視覚障害と身体障害が重複している方、あるいは視覚障害と知的障害が重複している方につきましては、通常の支援より多くの支援が、かなりスキルの高い支援が必要になりますので、区としては様々な、重度の加算であるとか、医療的ケア児に対する加算であるとかを、区独自につくりまして、今、支援をしているというところでございます。

○渡辺委員

前半の部分ですが、方針をいろいろ伺って、このことがうまく利用者に伝わってほしいと思いました。それと、利用者もそうですし、現場で従事されている方々。区がその辺を強調していくことで、例えば時間の使い方があるではないですか。本当はそれぞれの担当の方が、もっとコミュニケーションを図りたいとか、寄り添いたいとか、でも限られた時間の中で優先順位が示されている中で、特にコミュニケーションの時間というのは評価が難しいけれども、あるいは制度の中では難しいけれども、評価がついてくるといふことであれば、かなり有効なサービス向上の手段になり得ると、私の会派ではそういう議論があったので、それを強調したかったので申し上げましたし、今のご答弁でも、かなりな優先順位を持っておられるのだろうと期待をしていますし、まだ評価はできないですが、本当にいいタイミングだと捉えて、ぜひ頑張っていたきたいと。すみません、最後は感想です。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○いながき委員

まず、事業内容についてお尋ねしたいのですが、2の事業内容の④の保育所等訪問支援なのですが、保護者の方からの依頼に基づきとあるのですけれども、これは保育所ではなくて、保護者の方個人からの依頼に基づいてということでしょうか。まずそれをお尋ねします。

○松山障害者支援課長

保育所等訪問についてのお尋ねでございます。こちらは、児童福祉法に基づいて、制度として決まっております。保護者からの依頼に基づくものでございます。

○いながき委員

法に基づくものと承りました。

これまでお二人という話だったのですが、始まったのは、いつぐらいからなのかなと思ったのですけれども。

○松山障害者支援課長

ぐるっばでは、前の指定管理者から既に行っております。4月からお二人。令和元年の10月から始まっております。実際、保育所等訪問支援の場合は、例えば継続していく方や、途中で、もうこの

制度は使いませんという方もいらっしゃるが、固定ではありませんので、積み上げにはなっていないところだ。

今年につきましては、お二人ということになっています。

○いながき委員

今年は2人ということで、令和元年の4月から始まって、これまで何件くらいで、どれくらいの園とか個人を回ったのかというのを知りたいのですが。

○松山障害者支援課長

保育所等訪問支援につきましては、令和元年の10月から始まりまして、そのときには2人でした。一番多いところで、8人というところがあります。2人から8人の間を推移しているというところがございます。

○いながき委員

累計とかは取っていないというか、2人から8人が、令和元年は2人、令和2年は何人という感じですか。

○松山障害者支援課長

各月で実績を取っておりまして、月ごとの実績になります。登録が一番多いのが8人だったということがございます。各月変動がありまして、それぞれ異なっております。

○いながき委員

では、保護者からの希望があつて初めて行くものなので、月によって、もちろん違ってくる。継続的に登録されている方はお二人いらっしゃるという理解で大丈夫でしょうか。

○松山障害者支援課長

今現在は、お二人ということがございます。その月時点でのカウントになります。

○いながき委員

同じところの(5)の②の短期入所なのですが、これは最大何日くらいまで入っていただけるのかなと思ったのですが、お尋ねします。

○松山障害者支援課長

短期入所ですので、一時的なものということで、大体通常であれば、ここのぐるっばに限らずですけども、1泊から、あるいは2泊、3泊くらいまでが多いところがございます。1泊の方が多いと考えております。

○いながき委員

今のお話だと、最大では3泊くらいまでの方はいらっしゃるということでした。ありがとうございます。

次に、4の今後の取組についてお尋ねします。1の(3)の地域のインクルージョン推進で、保育所等訪問支援や巡回相談の充実というのが新規ということなのですが、要は、先ほどお尋ねした事業内容についての(1)の④の保育所等訪問支援とは別ということよろしいのですか。

○松山障害者支援課長

今後の取組の中での、保育所等訪問支援や巡回相談の充実ということで、既にやっているものに対して、拡大もしていくというのを今後の取組に入れさせていただいております。

○いながき委員

一応、別物ということで考えていいと。違いますか。④は保護者からの依頼に基づきとあつて、(3)

のほうは保育所等訪問支援とあったので、こちらは保育所からなのかなと思ったのですけれども、そうではなくて、保育所等訪問支援とイコールということでもよろしかったでしょうか。

○松山障害者支援課長

4の今後の取組の中にある保育所等訪問支援と、事業内容の中にある保育所等訪問支援は、同一のものでございます。

○いながき委員

そうしたら、最後に、2の地域活動支援センターの地下1階の浴室、先ほどもお話あったかと思うのですが、追加で質問させていただきます。

地下の配置が随分変わるようなのですが、お風呂が作られて、子ども発達相談室ができると伺ったかと思うのですけれども、令和元年7月29日の資料の地下1階の配置図を拝見していて、どこにお風呂ができて、どこにお子さんたちの相談室ができるのかというのを、できれば図面とかがあればよかったかなと思うのですが、どこがお風呂になってというのを教えていただけますでしょうか。

○松山障害者支援課長

お風呂の位置ですが、配置図は全く変わるものではありません。これまで地下1階にシャワーがあったところに、ユニットバスが1つ入るところなので、全く配置は変わるものではありません。相談室につきましても、クリニックの相談室がございますので、クリニックの相談室をそのまま子ども発達相談で活用させていただくというものでございます。

○いながき委員

すみません、拝見しているこれだと、多目的室とか、精神科デイ・ケアルーム、精神科クリニックというのしかなくて、シャワー室が見えなかったのが、どこなのかなと思ったのですが。

○高橋（伸）委員長

いながき委員、今日は障害児者総合支援施設の今後のことの質疑なので、現在のことでなくて、もう少し今後に向けた、図面の配置とかは、また所管が違ってしまうと思うので。

○いながき委員

そうしたら、なぜお尋ねしたかというのは、お風呂ができるのが、五反田でたいむという施設を使っている方たちの声を反映させてということで、すごくそれはいいなと思ったのです。ただ一方で、石田委員もおっしゃっていたように、精神障害者用の支援センターをつくってほしいという声も、生活者ネットワークには届いておまして、地下の場所は大きい空間なので、そこにぜひつくってほしいと。品川区民は約40万人いるのですけれども、五反田に1つしかないのが、ぜひともそういったものをつくってほしいという要望があったので、どの辺にあるのかなとか、どこが空いているのかなというのを知りたかったというところで、すみません、少し外れた質問をしてしまったということなので。

ただ、相談をする場所が少ないという声はすごく上がっているのが、渡辺委員もおっしゃったように、こういった、改修がある時期というのはチャンスだと思うのです。そういうときに、区民の声を拾い上げていただいて、区民の声を拾ってお風呂をつくるということであれば、そういったほかの方たちの声もぜひ拾っていただいて、検討というか、つくっていただきたいというお願いでした。

○高橋（伸）委員長

ほかにご質疑ございますでしょうか。

○せお委員

何点かお聞きしたいのですけれども、先ほど石田委員から職員が何名いらっしゃるかというようなお

話だったのですが、そもそもというか、指定管理者が替わることになってしまって、その事実はあるので、そこから何を整えていくかというところだと、ぐるっぽ全体においてだと思うので、前から議論の中で、環境が変わらないことが障害児者にとってはとても重要だと思うので、前の職員がどれぐらい残ってくれるかというところも、利用者からすごくお話があったと思うのです。

そういったところが、割合とかが分かれば教えていただきたいというのと、今後の取組の、地域のインクルージョン推進の中核としての機能のところ、保育所等訪問支援はやっていらっしゃるの分かるのですが、巡回相談というのは区のほうで、所管が違いますが、やっていると思うのですが、そういったところの関わりというのはどういったところなのか教えてください。

○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。

まず1点、ぐるっぽ全体の、前の指定管理者の職員が残された割合ということでございます。前の指定管理者は3つございまして、それぞれ割合が異なってきますので、それぞれについて申し上げますと、児童を担当されていた社会福祉法人ゆうゆうからは、正規の方ですと半分、5割の方が残られています。非常勤の方は、ほぼ全員残られているという状態です。それから、生活介護等を所管しておりました社会福祉法人愛成会の職員の方は、2割程度は残っていただいています。それから、相談を担当していた社会福祉法人グローからは、残られる方はいらっしゃいませんでした。

実際に指定管理者変更前は、ご利用の方が、どの職員が残るのか、自分の担当する職員が残るのかというご不安のお声をかなり区のほうでも聞きましたけれども、4月以降、今の指定管理者と前の指定管理者が協力して、一緒にぐるっぽの中で丁寧に引継ぎを行っておりましたので、そういった意味では、かなり4月から9月まで、今もですけれども、濃密な関わりをしております。安心して、円滑に引継ぎが行われたと把握しております。

2点目の巡回相談なのですが、障害分野の巡回相談につきましては、保育所、幼稚園、小学校からの依頼に基づき行うものとなっております。子ども関係課あるいは教育のほうの巡回相談は、所管が主体となって行っているものと認識しておりますので、違いはございます。ただし、同じ保育所や幼稚園、小学校に入る場合については、保育所等訪問支援もそうですけれども、やはり調整が必要になってきますので、個別に調整をしているというところがございます。

○せお委員

職員数はそれぞれ割合が、事業者が違うので、そこに対してなかなか意見は言いづらいですけれども、先ほども申しあげましたように、本当に障害児者は環境の変化に弱いので、その辺のところを、先ほども丁寧に引継ぎなどを行っているということでしたので、そこは引き続き丁寧に行っていただきたいと思います。

うちの息子の話であれですが、この前、事業者が替わったことがあって、ほかのお子さんを見ていても、笑ってはいるのだけれども、違う行動をしてしまうみたいなどころもありまして、それを実際に見てきましたので、区としても丁寧にというところはありますし、職員の方たちも大変かと思いますが、丁寧に利用者の様子を見ていただきたいと思っています。

あと、保育所等訪問と巡回相談のところはありがとうございます。保育所等訪問のところは、保護者から依頼する。巡回相談は区や保育所等から出向くということで、保護者からすると、見てほしいところが違っていたりもするので、巡回相談、特に施設のほうの、保育所等の運営がうまくいくようにというところが主なところであったりするので、ぜひ福祉のほうで連携していただいて、少し認識が違って

いたりするところもあるので、ぜひそこは連携していただきたいと思います。

すみません、あと1点だけ。地域に開かれたカフェレストランの事業運営というところで、イベントのときの土曜日にオープンしていただいたということで、ここがぐるっぼでの地域との関わりというか、すごく重要になってくると思いますので、これが今後の取組となっているのですけれども、さらに考えているところとか、カフェレストランのところでありましたら、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

今現在は、営業日のオープンというのがあるのですが、地域の方々あるいは町会の方々の中の、地域あつての施設であり、町会の方々あつてのものであると思いますので、もともと社会福祉法人福栄会では、本部とのお祭り等の連携もごございます。そういった面的な連携も含めまして、指定管理者のほうで予定はしているということをごございます。ただし、コロナの感染拡大の影響などを見ながら、実施状況については考えたいということをお聞きしております。

○せお委員

様々ありがとうございます。先ほどから申しています、環境の変化にご利用者がついていけるような範囲で、少しずついい方向に行っていただければと考えております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

すみません、幾つかお尋ねします。

4の今後の取組についての（3）、ほかの委員の方もお話がいろいろ出ていましたが、保育所等訪問支援が非常に少ないわけです。それが一つ。それから、巡回相談を充実するということは、なかなかこの施設として、できていないということなのですが、その2つの事業がなかなかうまくいっていないのは、どういった点が課題なのでしょう。先ほど幼稚園・保育園で先生方に説明をするというお話がありましたけれども、なぜ依頼が少ないのかということと、それから共同の訪問、巡回相談の学校等からの要請がなぜ少ないのかということなのですが、お願いします。

○松山障害者支援課長

保育所等訪問支援等の依頼がなぜ少ないのかというご質問だと思います。私どもは、実はこの実績の少なさから、今回、区独自でお知らせを作りまして、保育所等訪問支援の仕組みというのをご理解いただかないと、その制度にはなかなか乗っていかないというところがございますので、正しい理解をしていただくよう、きちんとチラシを作り、それを周知することが肝要と考えております。

○高橋（し）委員

理解していただくということの流れで、先ほどの園長会や校長会でのPRというのを深めたと思うのですけれども、お子さんたちの現場の行動とか、そういうのを見るのは大変重要な、こちらで相談を受けている中の一つの流れであると思うので、ぜひ理解していただいて、普通の生活をつくるというか、生活の場というか、活動の場のチェックをしていただいて、またそれを相談に戻してというところが重要だと思うので、充実していくという取組でありますので、ぜひそこは充実させてください。

2つ目は、先ほども話に出た保育課の巡回相談です。そこで、このお子さんはいろいろな配慮が必要だとか、こういうことだということで、結局そちらは、保育士たちに指導されている仕組みです。その情報をこちらの施設等も共有して、先ほどの保育所等訪問支援を巡回相談とかにつなげていくことは可能だと思うのです。それが仕組みとして必要だと思うのですが、その点についてはどのように。保育課の

巡回相談との情報共有体制と、それぞれのお子さんに対する支援についてです。

○松山障害者支援課長

保育課の巡回相談との情報連携についてでございます。私どもは実際に、保護者からの依頼に基づきますので、保護者の同意を得てということで連携することになります。確かに保育課の巡回相談と少し意味合いが、目的が異なっておりますので、私どもはお子さんに視点を当てるところがあります。また、そういったお子さんへの直接支援と、保育園での環境的な支援という間接的な支援と、2つの側面を持つところなんです。

保育課の巡回相談につきましても、園全体のことも考えているかと思っておりますので、その辺の視点の違いはありますけれども、今後とも、保護者の同意が取れば、連携していくことは可能と考えております。

○高橋（し）委員

こちらの所管のお考えはそういうことだとして説明いただいたので、保育課のほうはどういう考えかというのは別の機会にお尋ねして、協力できるような仕組みづくりをどうすればできるかというのも、またお尋ねしていきたいと思っております。

最後ですけれども、今、随分お話が出ていましたが、就学前のお子さんたちの特別支援の発達支援と、先ほどの小学校へのつなぎについては、これは一般質問でも私はしたのですが、ご答弁が非常に簡潔だったので、改めて教育委員会、子ども未来部と連携して云々とありますけれども、教育委員会、子ども未来部と連携した体制づくりを、障害者支援課が中心になってやっていただきたいと思うのです。

そういう点で、ここの児童発達支援センターの役割は非常に重要だと思っているので、その点について、すみません、一般質問のご答弁が非常に簡潔だったので、もう少し具体的に、どうやっていくというのをお話していただければありがたいので、お願いします。

○松山障害者支援課長

就学相談についてのお尋ねでございます。来年度に向けまして、教育委員会とも協議をしております。就学相談につきましても、総合支援施設の品川児童学園のところで、また子ども発達相談室という、まだ相談中のお子さんもいらっしゃいます。区内のお子さんも、障害のあるお子さんだけではなくて、障害のことをご心配されている保護者の方、あるいは発達が気になるお子さんについても相談をお受けしているのが品川児童学園ですので、品川児童学園の協力を求めまして、一緒に区内全体のお子さんについて網羅していこうということで、就学相談については、また詳細に詰めていくという予定になっております。

○高橋（し）委員

今、詳細に、教育委員会等と協力しながら進めていくと。ぜひ小学校へのつなぎという意味で、こちらの施設の持つ意味は非常に大きく、役割は重要だと思うので、ぜひお願いします。要望です。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副委員長

あまり時間もないようですので、大変期待の高い施設であるので、先ほどの質疑を聞いていて、この4年間の中での様々な出来事を思い返しながら、体温が上がったり下がったりを繰り返しておりました。

なるべく感情を入れないでやりたいと思っておりますけれども、ここでまず冒頭の、順番どおり行くと、施

設の設置目的で、障害児者の地域生活支援拠点と。最後の結語として、障害者が地域で自立し、安心した生活を送るための支援を行うと。一般質問でも他会派の方が、障害者支援が遅れているのではないかということに対して、品川区は、部長のご答弁だったか、23区で唯一、地域生活支援拠点を建物として設置しているという自負をおっしゃっていたというところでした。

ただ、残念ながら品川区で、あまり障害児者総合支援施設、ぐるっぼというものの存在自体が知られてこなかった。先ほど渡辺委員の話にもありましたけれども、私の感触からすれば、この4年間、区からのバックアップというものが非常に見えなかったと。バックアップは、経済的な面とかはあったのでしようけれども、そういうところがあります。

ですから、今回、森澤新区長がおっしゃっていた、多様性を尊重することは一人一人の暮らしを豊かにするだけでなく、まちににぎわいを与え、イノベーションを生み出す源泉であるということで、私はこのとおりだと思っています。このフラッグシップになる可能性がある施設だと。これは4年前からそうだったのですけれども、ぜひそのように、先ほどピンチをチャンスにというお話もありましたが、変化をチャンスにというお話もありましたが、そのようにしていただきたいということが、まず一つなので、その認識を伺いたいところが一つです。

時間がないので、ずっと質問してしまいます。

(5) の日中活動・短期入所系サービス、(6) の地域活動支援センター。先ほどカメラ活動とかというお話がありましたが、ここは、名前を言ってしまうけれども、アサダワタルさんというアートディレクターが、全国的にもトップクラスの方だったので、私も何度かお話をし、非常に斬新で先進的な活動をされていて、利用者の方、私が知っている方も非常に喜ばれて、みるみる見違えるように元気になっていったということがありました。

先ほど、愛成会の方が2割程度残ったというお話がありました。残念ながら、この方はいらっしゃらないと思うのですが、それと併せて、少し飛びますが、先ほどのカフェレストランの話。土曜日にオープンさせるとありましたけれども、「みんなのテーブル」ということで、これも非常に広大な空間を、自由に地域の方も使えるし、就労継続支援B型で働けるというところで、素晴らしい空間だなと。私が所属する町会の中にある施設ですので、私は役員も務めていますけれども、何度もご招待いただいて、非常に感銘を受けていた。

この継続を、利用者の方は、非常に今と変わらない、もしくはそれを発展させていくようなことを求められていたというところで、そのところを現指定管理者がどのように考えているのか。先ほど新メニューの開発とありましたけれども、カレー一つにしても、南青山の有名なレストランの方を呼んで、本当においしいものを提供していた。それを喜んでみんなが食べに来ていた。1種類でもすごく心が豊かになるようなことをやっておられた。

また、先ほどの地域活動支援センターの相談活動というのものも、利用者の方、地域の方が、非常に心豊かになるようなSDGsの活動をされていた。それを、これから発展をさせていっていただきたいという要望も含めて、どのようにお考えになっているのかということが2つ目。

最後ですけれども、相談機能のところ、今回、何年間かの議会の議論の中で、ここの待機期間が非常に長いということが盛んに取り沙汰されたという中で、実際そういう問題があったと。ただ、10月末現在では5か月待ちの状態が変わっていないと。これから場所も変えて、拡大していくというお話がありましたけれども、先ほど臨床心理士、公認心理士の方というお話がありました。前指定管理者についても、これは5年間かけて育てる予定だったということをおっしゃっていました。その方たちは、一

朝一夕でそういうことができるわけではないので、人材というものが非常に大事になってくる。

というところで、現在そういう方たちの募集をされているのか、それとも足りているのか、そういう経験豊富な方たちがいるのかどうか、その辺りについて教えてください。

○松山障害者支援課長

3点のご質問でございます。

まず1点、区からのバックアップの姿勢についてのご質問と認識しております。私どもの総合支援施設につきましては、23区で唯一というのは、児童発達支援センターと地域生活支援拠点の複合施設というのが、23区ではほかにはないという施設ですので、品川区としては誇れる施設でございます。そういった意味で、この施設を本当に大事に、来ていらっしゃる利用者を中心として寄り添いながら、この施設の機能を拡充していくということが一番重要と考えております。

そのためには、区民の方がなかなか認識がない、あるいは、ほかの事業者がないということですので、今後、事業者連絡会を重ねまして、もう少し障害児者総合支援施設の中身について、きちんと理解をしていただくよう、PRをしていきたいと思っております。区といたしましては、この施設が発展できるよう、全力を尽くしてバックアップいたします。

それから2点目の、確かに前の指定管理者の方は、かなりノウハウを持っていらっしゃるって、独自性がありますので、地域活動支援センターや日中活動の中でも、今の活動を見ますと、その方々が作り上げたものというのは非常に大切に、今も継続しているというところでございます。また、ただ継続するだけではなくて、一つのメニューにつきましてもきちんと研究をし、かなり社会福祉法人福栄会もきめ細かにご利用者の声を聞いております。そこに丁寧に対応するという姿勢を持っていると認識しておりますので、そのいいところをより発展させていくよう、区としても支援していきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、相談のところにも実際の職員がいるかというご質問です。児童発達支援センターの所管をしていた社会福祉法人ゆうゆうの非常勤の職員は、全員そのまま社会福祉法人福栄会に残っておりまして、実際に公認心理士、臨床心理士の方は、そこからの継続していた方でございますので、十分にスキルはあると思っておりますが、それでもなかなか相談件数が、実際には増えているという状況でございます。ずっとそれが現状維持なわけではなくて、増加傾向にあるというところで、そのために、これ以上相談期間が延びないように、相談室も確保して対応しようというところでございます。

○あくつ副委員長

1点だけ再質問というか、最後のところですが、これから相談員を増やしていくような取り組みたいなものは、品川区は指定管理者に支援しているのかどうかを確認させてください。

○松山障害者支援課長

今、相談員の確保につきましても、区にご相談をいただくこともありますし、社会福祉法人独自に、実際に募集をかけているというところはございます。現場で一緒に働く方なので、最終的には社会福祉法人のほうで決定するというのが一番よいかと思いますが、区としてもバックアップできる情報等をお伝えして、そちらで募集はできないだろうかという情報はお伝えしているところでございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

ご発言がないようですので、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

以上で、福祉部が所管する報告事項等が終了しました。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午前11時53分休憩

○午後1時20分再開

○高橋（伸）委員長

ただいまより、厚生委員会を再開します。

以降は、健康推進部および品川区保健所の報告事項等となりますので、よろしく願いいたします。

1 報告事項

(3) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表1の報告事項を改めて聴取いたします。

初めに、(3)新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田国保医療年金課長

私から、新型コロナウイルス感染症に感染しました被保険者等に係る傷病手当金の延長についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施しております国民健康保険と後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給対象期間を、国からの事務連絡を受けまして、3か月間延長いたしまして、3月31日までと延長しましたので、報告させていただきます。

支給対象期間でございますが、令和2年1月1日から令和5年3月31日までとなります。対象期間の延長に当たりましては、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を、次のページの新旧対照表にございますように改正をさせていただきました。

2から4にあります対象者と支給要件、支給額については、これまでどおりで変更はございません。

それで、5の支給状況についてでございますけれども、国民健康保険につきましては、令和3年度は63件の申請がございまして、311万3,360円を支給させていただきまして、令和4年度につきましては12月1日現在、138件の申請がございまして、464万2,104円、そして後期高齢者医療制度につきましては、令和3年度はゼロ件と、ございませんでしたけれども、令和4年度につきましては4件の申請で、4万6,852円を支給しているところでございます。

6番の周知についてでございます。こちらについては、区の広報紙（1月11日号）、区ホームページで周知するほかに、広域連合ホームページで周知をする予定になっています。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○石田委員

支給状況のところ、令和3年と令和4年の支給件数が倍以上になっているのですけれども、ここを区としてはどう見られているのでしょうか。周知が広がったとか、コロナがさらに広がっているということもあるので、そうしたことだと思うのですけれども、区としての見解を伺えたらと思います。

○池田国保医療年金課長

こちらは昨年度が63件で、今年度が既に138件というところがございますけれども、こちらは今、お話がありましたように、周知がかなり広がっているということと、それから、実際に支給された方からの口コミのような形で、支給の申請が広くされているような形になっているところがございます。

ですので、金額的には昨年が63件で311万円余ということになっておりますけれども、今年については133件と、件数は倍ではございますが、金額的には倍にはなっていない。これについては、パートタイマー的な方のご申請が多くなったということ、それから、実際に9月以降に罹患された方につきましては、コロナの療養期間が10日から7日間ということで短くなりましたので、その関係で、支給金額も減少しているという形と考えているところがございます。

○石田委員

口コミでというのもありましたけれども、引き続き、区としての周知、こうした対応がありますというのは、広げて行っていただきたいと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○いながき委員

対象者のところが被用者とあるのですけれども、これというのは、雇われて働いている方かなと思うのですが、経営者の方たちの支援みたいなものというのはあるのですか。これは当たらないということで、まずはいいのかなと思うのですけれども、経営者の方もすごく大変だろうと思うのですが、それはいいのですか。

○池田国保医療年金課長

こちらの傷病手当金の支給の対象でございますけれども、給与収入ということで、給与収入を得ている方が給与を得られなくなった場合に、傷病手当金の対象になるということになってございまして、実際に事業主の方でも、給与ということでお支払いを受けている場合には、対象という形にはなってまいります。

○あくつ副委員長

今のところに関連して、変な話ですけれども、給与を得ている方は社会保険のほうの傷病手当があって、国保のほうの傷病手当が受けられるという方については、ご相談があって、個人事業主は受けられないということだったのですけれども、逆に受けられる方というのは、今おっしゃった個人事業主けれども給与を受けている方、そのほかにはどういう方がいらっしゃるのですか。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険に加入されている方というのは、基本的に会社の保険に入られていない方ということで、個人事業主の方につきましては、今、副委員長のお話がありましたように、給与収入を受けている方に限定されるということで、事業主の方でも、例えば個人商店で、旦那様が社長で奥様が従業員ということで収入を受けている方で、奥様が収入を得られないような形になれば、そちらは傷病手当金の対象にはなってまいります。

ただ、傷病手当金を支給するに当たりましては、事業主の会社から休業補償金みたいなものが、もし出るようなことがありましたら、そちらとの調整という形での支給という形になってまいります。

そのほか、パートタイマーの方とか、それから、実際にあまりないとは思いますが、会社にお勤めになっていて、健康保険制度に加入されていない会社とかの場合には、給料が止められた場合には

こちらの傷病手当金の対象になってまいります。

○あくつ副委員長

分かりました。国民健康保険に加入されている方がたくさんいらっしゃる中で、逆に限定的に、この数はそういう意味だということでしたので、ありがとうございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) コロナ禍における区民の健康に関する調査の実施について

○高橋（伸）委員長

次に、(4)コロナ禍における区民の健康に関する調査の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○坂野保健予防課長

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。コロナ禍における区民の健康に関する調査の実施についてでございます。

項番1番、目的でございます。

品川区保健所におきまして、令和4年9月下旬までに累計約9万8,000人の方が新型コロナウイルス感染症に感染しておりますが、急性期以降の罹患後症状、いわゆる後遺症という言い方だと思います。その実態やリスク因子については不明な点が多く、これらの罹患後症状の全てが感染者特有のものであるか否かについても明らかになっていない。

区では、国立国際医療研究センター、筑波大学および大阪大学と連携し、区民のコロナ禍における健康状態や生活習慣の変化についてアンケート調査を行い、その結果を研究することで、区民の健康保持や保健施策に役立てるという趣旨でございます。

2番、実施内容でございます。

概要でございます。品川区民の新型コロナウイルスへ感染した方と感染していない方、対照群、非感染者に、健康状態等に関するアンケート調査を行います。

具体的な実施方法でございます。国立国際医療研究センター、筑波大学、大阪大学と品川区の4者で共同研究契約書を締結いたしまして、以下の役割により調査を実施する。国立国際医療研究センターはアンケートの作成、データの収集・分析等。大阪大学は送付物の印刷・封入業務委託、データ分析。筑波大学は送付物の発送調整、データ分析。品川区は対象者の抽出と個人情報に関わる作業を行います。

アンケートの内容は個人を特定できる内容はなく、対象者に関わる送付先など個人情報に関わる作業につきましては、全て区が行います。

調査対象でございます。品川区民の20歳から69歳の方のうち、令和4年7月から8月、いわゆる第7波で新型コロナウイルスに感染した方、約3万人と、それに年齢・性別をマッチングさせました非感染者の方、約3万人でございます。

アンケートの内容でございますが、感染の有無、急性期の症状とその対応、感染以降続く症状とその対応、その他疾病の罹患状況、新型コロナワクチンの接種状況、コロナ禍における生活状況、家庭状況、勤務や通学の状況等でございます。

アンケート方式でございます。WEBアンケート方式でございます。対象者に対してWEBのアン

ケート用URLの入った案内状と研究説明の文書を郵送いたします。

アンケート期間でございます。来年1月10日から2月13日。

アンケートの謝礼および調査経費でございますが、アンケートを回答していただいた方に謝礼といたしまして500円分のデジタルギフトを進呈いたします。また、謝礼を含む本件の調査および研究にかかる経費は、全て国立国際医療研究センター、筑波大学および大阪大学が負担するというスキームになっております。

すみません、裏のほうに行ってくださいでしょうか。この先のスケジュールでございます。1月10日、アンケートの調査票の発送。2月13日がアンケートの調査票の回答期限。5月末を目途に調査結果の報告をいただくという予定になっております。

最後、周知でございますが、広報1月11日号および区のホームページ、SNS等で周知を図ってまいりますと考えております。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○石田委員

国立国際医療研究センターと筑波大学と大阪大学と連携してということで、コロナでの後遺症等々、まだ広く解明されていないというところはあると思うので、そういう研究をされるのだという思いですけども、2番の実施内容の（2）のところに、共同研究契約書を締結とありますので、どういう経緯でこういう研究契約をされたのかをお聞きしたいのと、国立国際医療研究センターや筑波大学、大阪大学は、品川区と独自に連携しているということ、ほかの自治体とはこういうことはされていないと、品川だけなのではないかというのを伺いたいと思います。

○坂野保健予防課長

きっかけなのですが、区のほうに研究班からコンタクトがありまして、ぜひ協力してもらえないかというのが発端でございまして、類似のスキームでやっているほかの自治体なのですが、大阪府八尾市が同じスキームでやっております。

○石田委員

研究班からコンタクトがあったというのは、何か今まで深い関わりがあって、品川区にお願いしてみようとなったということなのではないでしょうか。

○坂野保健予防課長

幾つかの自治体に打診をして、断られたところもあるし、品川区は検討しようということで、それでお話が進んでいるという経緯です。

○石田委員

細かい話になるのですが、コンタクトがあって、それで検討されて、契約されたということなのですが、いつ頃そういうコンタクトがあったのかということと、調査対象は第7波で感染した方、それと非感染者の方、約3万人ということなのですが、後遺症が1年たってもなかなか消えない、いろいろな症状があると思うのですが、その後遺症なのか、まだ引きずっているという方もいると思うのですが、第7波になったというところでは、この4者で検討されたということだと思うのですが、もう少し期間が、感染された方の対象としては考えてもいいのではないかと思いますので、この期間の方が対象になったのはなぜかということをお聞かせください。

○坂野保健予防課長

詳しい日には手元にないのですが、最初にコンタクトがあったのは、6月の末か7月ぐらいかなと。

このように何年間にもわたって増えたり減ったりを繰り返すという客体に対して、いつやればいいのか。完全に収まった後に、あなたは3年前のこの頃、どうでしたかと聞いて、恐らくまともな回答は得られないと思います。やっているさなかにも増えたり減ったりがあるので、どこかでこれは切らないと、研究自体が成り立たないのかなと思います。

初めにあったのは、オミクロン株の対象にということで、6月末です。

○石田委員

分かりました。それで、しかも負担は全部、研究センターと筑波大、大阪大が負担するというので、各自治体にコンタクトして、やっていただけるという状況なら、こちらで出すという感じで進めてきたということですね。

デジタルギフトというのはどういうものになるのですか。イメージがつかないのですけれども。

○坂野保健予防課長

デジタルギフトなのですけれども、いわゆる電子マネーの価値というか、それを差し上げるということで、具体的に言いますと、スマートフォンでコード決済に充当できる、バリューというのですけれども、これを500円分ということでございます。

○石田委員

何となく分かりました。何となく分かるし、きっとこういう感じかなというのはあるのですけれども、それが送られてくるという感じなのですね。

○坂野保健予防課長

電子メールでやり取りできるということで、メールアドレス宛てにバリューが来るということです。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○いながき委員

コンタクトがあったのは、国立国際医療研究センターの研究班の方からということでしょうか。まずそれをお尋ねします。

○坂野保健予防課長

ファーストコンタクトがあったのは、国際医療研究センターの方です。

○いながき委員

そうすると、大阪大学とか筑波大学の方というのは、研究センターの方から一緒というお話があったのでしょうか。

○坂野保健予防課長

これは、厚生労働科学研究でもともと研究班があって、その研究班の中で、国際医療研究センターの方がフィールドを探すような役割でやっていたという感じです。

○いながき委員

すみません、少し分かりづらかったのですけれども、国立国際医療研究センターの方が研究班を持っていて、その研究班の方たちが、大阪大学とか筑波大学の方と一緒にこれまでやられていたのかということですか。ごめんなさい、つながりがよく分からなかったというだけなのですけれども。

○坂野保健予防課長

まず国のほうから、研究班をやってくださいと、よくこういう研究をやっている先生方に声がかかる

のです。そうすると研究班が組成されるのです。その研究班に、これを調べてくださいと国からオーダーが入る。それに合わせて、どういうデザインがいいかというのは先生方が考えて、今回の場合は症例群と対照群を取ってという研究デザインをして、それでどうするというで、回ってくるということです。

疫学デザインというのはなかなか難しく、議会のところで簡単にご説明するのはなかなか難しいところではあるのですが、要するに、国からテーマが与えられて、そのテーマをやってくださいというオーダーで動いているということです。

○いながき委員

国からオーダーが来て、この研究が始まったというのは分かったのですが、なぜ大阪大学と筑波大学が一緒に入っているのかというのが分からなくて、なぜかという、品川区では昭和大学がすごくコロナ対策に関してはニュースとかになっていて、すごく進んでいるのかなと思うのです。なので、品川区でやることなので、昭和大学の方とかは入らないのかなと思って、別のところの方たちが入っていたので、それがどうして入っていたのかなという、ごめんなさい、単純な質問なのですが、

○坂野保健予防課長

いろいろな理由があるのかなと思うのですが、3万人のコホートということで、かなり大規模なデータ解析が必要です。それだけのノウハウが必要になりますので、そこで、これに関しては筑波大学と大阪大学が、かなりいろいろなノウハウを持っているというのが一つの理由かと思えます。

○いながき委員

この2つの大学はそういった能力があるので、多分、国からのオーダーが来たときに、一緒に国立国際医療研究センターの方とこれまでもやっていたからということなのかなと理解しましたが、それでいいのかの確認と、一つはお願いなのですが、対象者が20歳から69歳なのですが、お子さんとか若い方たちも罹患されて、後遺症ですごく苦しんでいるという話があります。小学生が後遺症でだるくて学校に行けないとかという話も聞いているので、そういったお子さんたちの実態も、今後こういった後遺症のアンケートとかを取っていただいて、ぜひ後遺症の方たちへのケアのものに使っていただきたいと思うので、最後はお願いです。

○坂野保健予防課長

確認の部分はそのとおりです。

小児については、今回、研究デザインが成人というコホートでやるわけなのですが、国内でも、私は詳しくは知らないのですが、小児を対象とした別のスタディーは動いているようです。ただ、それは品川区ではないということで、恐らく、これから徐々にそういった結果が出てくるのかなと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副委員長

先ほどからの質疑を伺っていて、大きく言うと、国の調査に品川区が協力をすることに聞こえたのですが、その中で、今回対象者は、ここに米印で、アンケート内容は個人を特定できるものはないということで、個人の方が感染をしたという情報を品川区の保健所に提出するときに、もちろんそれはクリアされていると思うのですが、こういう国の調査に、変な話ですが、誰が感染したかという究極の個人情報というものを提供するという約款みたいなものがあつたのか。約款というか、そ

ういうものが、個人情報の保護の観点できちんとクリアされているのでしょうかということが一つです。

ボランティアとして、そういう調査に協力する。先ほど断った自治体もあったということで伺いましたが、品川区はそれに応じたということで、悪いことではないと思うのですけれども、ここに、「対象者に関わる送付先など個人情報に関わる作業は全て区が行う」とあるのですが、感染した方の住所とか名前とか、そういうものがデータとして、品川区内で印刷して発送するという事なのか、それとも業者に委託をして、そういうものが何か流出をしては当然ならないのですけれども、そここのところの確認が一つ。

それと、ボランティアとして手を挙げるということなのですが、先ほどからあるとおり、後遺症のことにに関して等、非常に区民の関心が高いけれども、今まで保健所とすると、広域行政ということで、東京都で様々やっておられるというご答弁を何回か伺ったことがあります。ここについては、この結果を令和5年5月末に品川区としていただいた場合には、品川区保健所として、品川区の保健行政、医療行政として、ここは品川区民の後遺症で悩んでいる方たちへの施策にブーストしていくというか、そこに反映していくというご意思があるのかどうか確認させてください。

○坂野保健予防課長

個人情報の授受ということで、個人情報は先ほど資料に書きましたように、大学のほうへは出さないというスキームになっております。

来年、リサーチの結果がまとまって、それをどう活用するのかということなのですが、これは学術的なリサーチでございますので、論文の形で出るという形でございます。それは品川区に限らず、ほかの全ての自治体も当然、雑誌を買えば見えるわけですから、そういうことで活用されている。品川区を含むいろいろなところで活用されるかと思えます。

○船木生活衛生課長

本件調査につきましては、保健所全体の業務ということで、一部関係機関との調整であるとか、今ご指摘のように、個人情報の取扱いは生活衛生課で行っていたので、私から一部を報告いたします。

副委員長からご質問の、個人情報の保護の部分につきましては、個人情報の所管とも十分に確認をいたしまして、法令ないし区の保有している個人情報の条例について、例えば学術研究とか調査といったものの非常に公益性が高いものについては、個人情報を外部に持ち出さないと。要は、目的外使用ということ自体は認められているのですけれども、あくまでも個人情報を外部に提供することのない、それがきちんと保たれた、担保された状態で、データを提供すること自体は認められているということは確認しております。

その上で、繰り返しになりますけれども、これは業者に委託とか、そういうことを一切することなく、区の内部でしっかり個人情報の部分は業務を全て行いまして、きちんと個人情報を担保した上で、この調査を進めているところでございますので、ご安心いただければと思います。

○あくつ副委員長

まず提供するときには、そういった内容がしっかりと確認をされた上で提供されているというご答弁だったのですが、くれぐれも流出等がないようにということをお願いしたいのが一つと、後段の先ほどの保健予防課長のご答弁の中で、論文として提供はされる、それはどこの自治体も手に入れることができるということでしたけれども、ボランティアで国に対して参加をするという意義は当然あると思うのですが、品川区として、どう活用されていくのかということでご質問させていただいたのですが、そこについて、私としては、できるだけ活用していただきたいという思いで質問したのですが、これにつ

いての何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

○坂野保健予防課長

今の時点では、まだフォームを送っていない状態ですから、データがまだ一つもないので、どういうデータが集まってくるかということによるのかなど。例えば、年齢層による何らかの後遺症が出る、出ないというパラメーターが出てくるのであれば、そういうアプローチも当然あるだろうし、年齢は実は全然関係ないと。例えば、栄養状態がいいとか悪いとか、そちらが統計学的に有意だという話になれば、当然そういうアプローチになるでしょう。今の時点ではまだ始まっていないので、どういう活用になるかというのは、今の時点でこのように活用していきますというのは、なかなかまだ言えない状態だと思います。

ただ、せっかくこれだけの大規模な調査ですから、これだけ大きいコホートでの調査というのは、なかなか実はできないのです。これだけの規模の調査でございますので、どのように活かせるかは具体的にはまだ分からないのですけれども、ぜひ活用していきたいと思っております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○いながき委員

そうすると、何%ぐらいの返信があれば、データとしていいのかとか、何%のお返事が返ってくるのを求めているのかとか、変な話、5%しかなかったらどうなのかとか、60%以上あればいいとか、希望の数字と目安というのを教えていただいてもいいですか。

○坂野保健予防課長

これも実はすごく数学的な公式があって、例えば症例群3万人で対照群3万人とします。50%・50%ぐらいずつ残ると、1万5,000人・1万5,000人。これだと数値が、要するに全部のケースを見ているわけではないから、当然誤差が出るのです。当然、誤差が小さいほうがいいわけです。回収率が下がると誤差がだんだん大きくなっていく。統計学で言うところの信頼区間というのですけれども、それがだんだん広がっていってしまう。だから、何%あればいいとかということではないけれども、高ければ高いほどいいというのが答えかなと思います。

○いながき委員

確かにおっしゃるとおり、高ければ高いほど、すごくいいものになると思うのです。なので、何%を目指しているとか、これぐらいないとデータとしては難しいという、少なくとも何%返ってくることを、品川区としてはどうか、この研究としては希望しているという数字というか、基準を教えてくださいいいですか。

○坂野保健予防課長

一応、サンプリング前の数字ではあるのですけれども、感染者で7,500人、だから3万人だとすると、25%です。ただ、転出とかがあるので、実際には3万人より多少少なくなってしまうのです。だから、もう少し高いほうがいいということだと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○高橋（伸）委員長

次に、(5)品川区における新型コロナウイルス感染症対策についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○坂野保健予防課長

資料でございます。品川区における新型コロナウイルス感染症対策についてなのですが、当日の差し替えは届いておりますでしょうか。差し替えのほうをご覧いただきたいと思います。

発生届が9月26日に限定化されまして、届出数がその棒グラフになります。この棒グラフの1本が1週間です。ご覧になっていただいているように、じわじわと増えているという状況でございます。今まで増えるときは、1週間で1.5倍とか、それぐらいのペースで増えていたのですが、非常に増え方はゆっくりという状況でございます。

(2)をご覧いただきます。療養状況についてでございます。今、月曜日の午前9時時点で集計を取っておりまして、最新12月19日の朝の9時の時点で、入院中が193人、宿泊療養中は、ホテル療養が27人、自宅療養中は288人という数値が出ているところでございます。

死亡報告でございます。各週の数が上がっております。11月21日の週は1名、28日の週は1名、5日の週は2名、12日の週は5名ということなのですが、そこにも書いてございますが、死亡数はかなり遅れて報告される関係がございまして、今後この数値は変動する可能性がございました。

裏面にワクチンの話があるのですが、ワクチンの話に入る前に、資料はないのですが、インフルエンザの流行開始を昨日付で東京都が宣言いたしまして、プレスリリースも出ているところでございます。定点当たり1.0というのが流行開始の目安なのですが、1.12という数値になりまして、昨日からインフルエンザ流行シーズン入りということになります。

前シーズン、2年前のシーズンは、インフルエンザの流行そのものがなかった。3年前のシーズンも、大体今ぐらいに流行開始で、今年は1週間ほど早い。3年前、4年前は、その辺で大体流行開始になっていたという状況でございます。インフルエンザの流行が始まりましたというご報告でございまして、ワクチンのほうは担当課長からご説明いただきます。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

私から、コロナワクチンについて現状をご報告させていただきます。

まず、ワクチンメーターでございます。青とピンク、2種類の色がございまして。ピンクが現在実施しておりますオミクロン株対応ワクチン、ファイザー・モデルナを合わせたものでございまして、その対象の区民全員の人口で割ったものでございまして。およそ3割ということになっております。

3回目、4回目、5回目接種と、ここにパーセンテージが書いてございますが、こちらは、昔打った方は当然従来型のワクチンで打っていますが、最近3回目ないし4回目を打った方はオミクロン株対応ワクチンを打っておりますので、3回目、4回目、5回目に入っている方の人数、要は数字と、ピンクのものというのは重複しているというところをご承知おきいただければと思います。ピンクはあくまで、今まで5回目まで打った方の中のオミクロン株対応ワクチンを打った数だけで抽出して、パーセンテージを出しているのご理解いただければと思います。

下段です。各年代の接種率はご覧のとおりとなっております。高齢者の方でおよそ3分の1の方が5回目、オミクロン株対応ワクチンを接種し終わっているということでございます。

次に、立正大学についてご報告させていただきます。先般、臨時接種会場としまして1週間、東京都と連携して、立正大学に臨時接種会場を設置いたしまして接種を行いました。何とかJRの駅近で場所

を確保してということで、かねてから調整しておりましたが、立正大学が快く場所を提供していただきまして、1週間ほど会場をつくることができました。

対象は、立正大学の関係者、もちろん学生、それから教授、学校関係者の方と、品川区民といいますか、区外の方も含めて一般の方にも開放していただきまして、1日当たり、一番多い日で300名近くの予約枠を設定しまして、接種を行ったというものでございます。

使用ワクチンは、オミクロン株対応ワクチンのファイザー社製BA4/5のワクチンを使って接種を行いました。

予約については、区民の方は基本的には予約をしていただきましたが、学生・学内関係者の方は、逆に予約なしを基本としまして、いつでもどうぞという形で、気軽に打ちに来てくださいという形で接種を行ったものでございます。

従事者は品川区と東京都が折半しまして、医療従事者は東京都に手配をしていただき、誘導員等々は品川区の今までの職員等々を中心に集めて、体制を整えたということでございます。

広報につきましては、東京都と同時にプレスリリースをしたものと、あとはホームページ、SNSに加えまして、大崎の駅前ということでしたので、大崎の駅改札南口にデジタルサイネージがございます。そこでも一部お時間を提供していただきまして、そこでやっていますよということで、繰り返し放送していただいたということでございます。

学生への周知につきましては、今、学生は掲示板というよりも、携帯に全て情報が来るようになっていようで、そこに学校側から、やりますよということを何度か流していただいたのと、構内のポスター掲示で周知を行いました。結果、1週間で区民の方、合わせて720名の接種を行うことができまして、720名のうち、学内関係者の方165名の接種をすることができたというものでございます。

こちら、先般の立正大学の臨時接種会場についての報告でした。今後もこういったスポット会場を、東京都と連携しまして、引き続き模索していきたいと考えてございます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田委員

ご説明いただいた最初の（1）の棒グラフですが、じわじわと増えてきているということでしたけれども、一番直近の内訳が分かれば、教えていただきたいです。

あと、感染者数は東京都で先日2万人になって、昨日は1万8,000人ぐらいでしたが、本当に多くなってきている状況で、保健師の皆さんの逼迫度合いと言ったら失礼かもしれないのですが、残業等々が増えている状況なのかというのをお聞かせください。

○坂野保健予防課長

資料のグラフの内訳ということで、色で塗り分けているのがあって、65歳以上が灰色の部分で、黄色の斜線みたいな部分が、入院を要すると先生が判断したと。9月26日以降、この4類型しか発生届が上がりませんので、内訳というと、ここの色を見てくださいというところかなと。

保健師の逼迫具合なのですが、確かにここ1週間ほど、大分忙しくなってきましたはありますが、今のところ、午後9時とか10時まで残るとか、そういうのはまだ起こっていないという状況でございます。デジタル化がすごく進んでおりまして、デジタル化による業務量の効率化がだんだん効いてきているという部分はあろうかと思えます。

○石田委員

グラフの細かいところが分からない。左の人数のところは30、60、90と、30ずつ上がって
いっているのがあるのですけれども、細かいところが分かればと思って伺ったのですが、後でも
いいので、分かれば教えていただきたいと思います。

それで、保健師の皆さんも忙しくなってきたと。まだほかの部署から応援が来るとい
う状況にはな
ってなくて、でも少し忙しくなってきたということでもいいのかという確認と、昨日等々もこの委員会で、
介護サービス事業所と障害者サービス事業所には物価高騰等の支援金が出るようになったのですけれど
も、医療機関はすごく大変な状況ですという声が届いていまして、先日の決算特別委員会でも、私はこ
うした医療機関への経済的支援を求めて、今後検討しますという答弁だったと思うのですけれど、医
療機関への支援というものの検討状況、されているのかどうかというのを伺いたいと思います。

○坂野保健予防課長

全庁的な応援体制なのですけれども、全然まだそういうフェーズにはなっておりません。先ほど申し
ましたように、デジタル化がすごく効いておりまして、かなり以前よりは効率化が進んできているので、
全庁的な応援には、そんな簡単にそのレベルにはなかなかならないのかなと思います。

医療機関への支援ということなのですが、今日の報告内容にはない部分かと思うのですけれど、医
療機関とは結構頻りにオンライン会議とかをやって、いろいろご意見は伺っているという状況ではござ
います。

○石田委員

医療機関と意見交換されているという中でも、経済的支援をお願いしたいという要望が来ているので、
そこに対してどう応えているのか、検討はされているのでしょうかというところをお聞きしたいと思
います。

○若生健康課長

医療機関への経済的支援のご要望については、区としても適宜検討しているところでございます。医
療機関ですとか病院も含めて、広域的な東京都等の支援状況もございまして、そういったものを含め
まして、区として何ができるかというのは今後も検討していきたいと考えてございます。

○石田委員

本当に繰り返しているのが、感染拡大が繰り返すたびに医療機関は、一般の診療が受け入れられな
いぐらい、でも目の前の命がということで、本当にやりきれない状況というのが生まれていますので、そ
ういう中では、経営を支援していくというところで、それだけ逼迫していて、さらに赤字となると、命
を守る機関が本当に成り立たなくなっていくので、そこは早急に対応していただきたいと思
います。

○高橋（伸）委員長

ほかにはございますか。

○いながき委員

コロナウイルス感染症対策に関してということなので、ワクチン接種もすごく大事だと思うのですが、
緊急承認された塩野義とかのお薬もあるかと思うのです。そういったものを、品川区としてはどれぐら
い確保されているのかとか、区内の病院とかでも、塩野義だけではなくて、お薬をどれぐらい確保され
ていて、区民の方への安心感というか、別に数字を区民に出すというわけではないのですけれども、ど
れぐらいお薬を確保されている、もしくは予定しているというものがあれば教えてください。

○坂野保健予防課長

コロナの治療薬については、一般処方されるようになった薬も一部あるのですが、新しい薬がほとん

どでございますので、基本的に、薬の所有権はそのまま厚生労働省が持ちます。だから、区で確保するというスキーム自体、ないのです。とにかく、薬の所有権は国です。国が配布をコントロールしているという状況ですので、区で確保しているのはどれぐらいかということになると、ゼロということになります。

○いながき委員

となったら、持っている国に品川区として、今これだけ逼迫しているのです、ご都合いただけますかというお話とかはできるものなのですか、できないものなのですか。

○坂野保健予防課長

基本的に、薬の流通は都道府県単位なので、区でどうにかというよりも、都道府県単位でのスキームかと思われま。

○いながき委員

であるならば、東京都に対して品川区が、これぐらいのお薬をお願いしますというのはできるのですか。やる気があるかというか、そういった方向性のお話もありますか。

○高橋（伸）委員長

答えられる範囲でお願いします。

○坂野保健予防課長

やる気ですか。医療機関で扱える薬が全て決まっているのです。それで、それを事前に申請して、そこには最小ロットなのか、2倍ぐらいいくのかというのはあるのですけれども、とにかく医療機関が手を挙げないと、薬は来ないと。その薬も、医療機関の投与の寸前まで国のものというスキームです。これは、今までの医薬品の流通と全くスキームが違いますので、所有権は国がそのまま留保するという仕掛けになっています。

○いながき委員

詳しいご説明をありがとうございました。そうしたら、医療機関が手を挙げてくれれば、道は開けるという理解でいいですか。

○坂野保健予防課長

道が開けるといいうか、ある程度実績のある医療機関でないと、なかなか難しい。要するに、コロナの患者を1人も今まで受けていないけれども、手を挙げて薬を下さいというのは難しいというところかなと思います。

○いながき委員

そうなってくると、昭和大学が、すごくよくニュースにも出るように実績があるかなと思ったので、例えば昭和大学が手を挙げてくれれば、入ってくるのかなという思いがあったので、お尋ねしました。なので、それはできますか。

○坂野保健予防課長

全て、この薬が入る医療機関というのはウェブサイトに乗っていますので、治療にアクセスがということだとは思いますが、昭和大学を含めて、近隣区も含めて、この辺はかなり医療機関が一生懸命やっているところでございますので、治療アクセスについては確保されているのかなと考えています。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○あくつ副委員長

1点だけ伺います。先ほど口頭でご報告のあったインフルエンザの同時流行が、来るぞ来るぞと言われていて、いよいよ昨日からそれが東京都から発表されたと、ホームページを確認したら、品川区でもそういうお知らせが出ておりました。

我々もしくは区民が呼びかけたり、区民が気をつけなければいけないことというのは、今ここに書いてあるのは、食料品を準備しておきましょうとか、ワクチンを打ちましょうというところがあるのですが、同時流行のリスクとはどういうものなのかということと、できることは何なのかということ、を、いま一度教えていただければと思います。

○坂野保健予防課長

東京都のほうで、こういう事前の対策がありますというリーフレットがあるのですけれども、まず事前に、自分でやる抗原検査キットをあらかじめ買っておきましょうということ。あと、解熱剤も買っておきましょう。体温計の電池をきちんと入れておきましょう。電子体温計を使おうと思うと、電池が切れていることがよくあるものですから、電池を確認しましょう。あとは、トイレトペーパーとか生活必需品を用意しておきましょう。スポーツ飲料とか、そういったものを備蓄しておく。災害のときにも通じる備蓄かと思うのですが、レトルト食品というのも1週間分を目安にそろえておきましょうというのが、東京都から周知の紙が出ているという状況です。

○あくつ副委員長

分かりました。ありがとうございます。

同時流行のリスクという部分で、発熱者がたくさん出れば、医療機関がかかりにくくなったりするのかなということ。私も素人なので分からないのですが、両方かかってしまう場合もあるのかなとか、その辺について何か教えていただけたところがあれば。

○坂野保健予防課長

同時にかかるかということなのではすけれども、同時に陽性になることがあると思うのです。例えばコロナの検査は、治った後もしばらく陽性に出続けます。だとすると、検査で両方プラスになる可能性はある。では、今この熱が出ているのが、両方悪さをしているのかどうかというのは、結局分からない部分なのです。

ただ、今お話あったように、医療機関とか救急医療システムにかかる負荷というのは、相当高くなっていくのが想定されておりますので、区のホームページを見ていただいたようでございますけれども、昨日からずっとこれをやっているという状況でございます。今後も引き続き対応していきたいと考えています。

○あくつ副委員長

最後にもう1回だけ。3年前と同様の1週間前倒しとか、1週間ぐらい早いということでしたけれども、3年前はどれぐらいで流行が落ち着いたのかというのが分かれば教えてください。

○坂野保健予防課長

手元の資料があって、一番すごかったのは2018年から2019年です。2018年の年末から2019年にかけてのシーズン中は物すごく出て、これが収まったのは、大体3月の頭です。2月の末から3月の頭ぐらいに収まってきているというのが手元の資料では分かります。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

すみません、1つだけ。ワクチンの接種のところなのですが、私も医学的なことは全然分らないのですが、小学生よりも小さなお子さんたちの接種率について、区のほうでどのようにお考えになっていて、それに対して区として区民の方にもどう啓発するのか、それともどういう広報をしていくのか。ホームページ等は拝見しているのですが、小学生以下の接種率が低いところとか、そこについて、すみません、お願いします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

小学生以下のワクチン接種についてのご質問でございます。5歳から11歳のワクチン接種率は、大体区内で2割程度となっております。他区と見比べても、大体同じような推移でございます。乳幼児については、まだ1,000人を超える数字までは行っておらず、始まったばかりということなのか、接種控えがあるのか、その辺は分かりませんが、数百人程度ということでございます。

現在の予約状況でございますが、5歳から11歳については、がらがらというわけではありませんが、集団接種会場の予約枠を見ても、まだ多少余裕がありますので、今の体制で引き続き、クリニックも含めて、体制を整えていきたいと考えているのと、ホームページ等々では、引き続き周知は行っていくというところでございます。

乳幼児接種については、クリニックの先生方も準備がようやく追いついてきましたので、年明けぐらいから接種ができる場所が少しずつ増えていくと。もともと二十数か所、クリニックで手を挙げていただいていたのですが、なかなかほかの、コロナの感染者の対応であったりとか、インフルエンザの予防接種であったりとか、いろいろなことがあって、ようやく落ち着いたというか、手が空いたというか、準備が整ったところから、これからクリニックでも少しずつ増えてまいりますので、接種は今よりも進んでいくものと考えてございます。

○高橋（し）委員

承知しました。ぜひ円滑に進むようお願いいたします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

立正大学の臨時接種会場についてなのですが、まず、東京都が準備してくださった医療従事者は、以前と同じように医師、薬剤師、看護師という理解でいいのかということと、もう2年ほど集団接種会場を設置してきているのですが、ここの立正大学において課題とかが見つかったかどうか、何かあれば教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

立正大学の臨時接種についてでございます。東京都の医療従事者は、ご指摘のとおり、医師と看護師でございます。看護師の方が問診を行ってくださって、実際に接種も行っているということで整えました。

課題です。立正大学で行った接種は、正直、学生がもう少し来るかなと思いました。それが、学生が思いのほか、大体区民の方というか、一般の方と学内関係者を1対1で我々は考えておまして、それでもともと学校に持って行って、恐らくこれから卒業旅行であったりとか、いろいろな国内旅行であったりとか、学生が行うであろうから、少なくとも3回まではワクチンを終わっていたほうが、いろいろ便がいいのではないですかというところと、実際に大学側からは、あまりにも第7波で学生がコロナに

感染してしまって、学校では公欠というらしいです。あまりにもお休みが増え過ぎて授業にならなかった。なので、ワクチン接種を何とか進めたいというお声もある中で、学校側と協力をしながら体制を整えて、学生にも周知は行っていたのですが、若い方へのワクチン接種が正直、こちらの意図どおりには進まなかったというのが課題です。

なので、特に若い方への接種という観点でいうと、周知方法になるのか、そもそもの話なのか、まだこれからあれですけれども、引き続きやれることはやっていって、予約なしも含めて、若い方が接種に足を向けやすい環境づくりというのは、今後も引き続き、体制として整えていきたいと考えております。

○せお委員

課題のところは、私も立正大学でやるということは、若い世代の方がたくさんいらしたのかなと思っていたので、そこのところを引き続き呼びかけていただきたいと思っています。

あと、医療従事者だけではないのですけれども、愛知の集団接種会場でアナフィラキシーを疑われた方が亡くなったということもありまして、その症例だけではないと思うのですけれども、私は以前からお伝えしていますが、集団接種会場は本当にいろいろなところから集められていて、従事している方たちでコミュニケーションを取るのがすごく難しいですし、スムーズに行くことがかなり難しいと思いますので、さらにこれは品川区と東京都という広がりがありますので、ぜひそこはマニュアルとか、私は最初の頃に集団接種会場で看護師として従事しましたけれども、一番最初の日は、整っているとは申し上げにくいような状況でした。でも、すぐにマニュアルなども準備していただいて、整ってきていたと思うので、引き続きマニュアルもしっかり準備していただいて、スタッフ同士でコミュニケーションを取れるような状況をつくっていただきたいと要望いたします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○高橋（伸）委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) その他

○高橋（伸）委員長

次に、(2)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時24分閉会